

佐久市立中学校部活動地域展開に係るポータルサイト構築事業委託業務要求水準書

この水準書は、佐久市教育委員会（以下「市教委」という。）が行う佐久市立中学校部活動地域展開に係るポータルサイト構築事業を委託するにあたり、その仕様等に関し必要な事項を定めるものである。

1 業務名

佐久市立中学校部活動地域展開に係るポータルサイト構築事業委託業務

2 業務の目的

部活動地域展開に係る情報を一元化したポータルサイトを構築することで、本市の公立中学校部活動の地域展開を推進する。

3 業務内容

委託業務の内容は次のとおりとし、本水準書の内容以外に効果的な方策や取組があれば、積極的に提案すること。（ただし、業務委託料内で実行可能なものに限る。）

(1) 地域クラブポータルの構築

佐久市立中学校部活動地域展開を支援するため、佐久市内における地域クラブ活動の情報掲載や問い合わせを円滑に行える WEB サイトを構築する。

ア 基本要件

- ・ インターネット環境で操作・閲覧ができるものであること。
- ・ スマートフォン・タブレット・パソコン等の各端末の画面サイズに応じて自動で最適化されること。
- ・ SSL/TLS に対応していること。
- ・ トップページ及び基本デザインは、事業の趣旨を十分に考慮し、見易いデザイン、レイアウト、配色とすること。
- ・ 使用するサーバは、国内拠点の信頼された ISMAP 登録済みサービスを利用すること。
- ・ 編集・更新等の操作が簡便にできるよう、基本的にはプログラミング言語（HTML や CSS、PHP 等）を用いた操作は基本的に不要とし、使いやすい管理画面を用いた機能を有すること。
- ・ 教育委員会等の WEB サイト上ではなく、独立した WEB サイトとして開設すること。

- ・ 一般的なインターネット通信環境において、ユーザーの操作に対し著しい遅延なく画面表示が行えること。（目安として概ね3～5秒以内での表示を目指すこと）
- ・ 初期に確保するストレージ容量は、各クラブの写真掲載等を考慮し最低200GB以上とすること。また将来的なデータ増加に伴い、容量を柔軟に拡張（スケールアップ等）できる構成であること。
- ・ 親アカウント（事務局）、子アカウント（地域クラブ）、一般ユーザー（生徒・保護者）がそれぞれ、以下の機能を有していること。

（ア）親アカウント（事務局）

- ・ 子アカウントのアカウント申請を承認/却下できること。
- ・ 子アカウントのアカウント申請を却下する際、却下理由を送信できること。
- ・ 子アカウントが作成した募集を編集できること。
- ・ 子アカウントが作成した募集の公開を停止できること。
- ・ 子アカウントのアカウント停止処理ができること。
- ・ 子アカウントにお知らせの一斉配信ができること。
- ・ 一般ユーザーにより登録された全ての個人情報を確認できること。
- ・ 一般ユーザーによる子アカウントへの参加状況を確認できること。
- ・ 一般ユーザーによる子アカウントへの問い合わせ一覧を確認できること。
- ・ ユーザー向けのトップページに掲載する情報を更新できること。

（イ）子アカウント（地域クラブ）

- ・ 専用フォームからアカウントの申請ができること。
- ・ 申請が親アカウントから承認された後に、クラブ情報がサイトに掲載されること。
- ・ 募集しているクラスの情報を作成・編集・公開停止ができること。
- ・ 一般ユーザーから参加申し込みを受け付けられること。
- ・ 一般ユーザーからの参加申し込み一覧を確認できること。
- ・ 一般ユーザーから参加申し込みが届くと、登録されたメールアドレスに通知が届くこと。
- ・ 一般ユーザーから問い合わせを受け付けられること。
- ・ 一般ユーザーからの問い合わせ一覧を確認できること。
- ・ 一般ユーザーからの問い合わせが届くと登録されたメールアドレスに通知が届くこと。

- ・ 親アカウントからのお知らせが届くと登録されたメールアドレスに通知が届くこと。
- ・ スポット開催のイベントの情報掲載・募集ができること。
- ・ スポット開催のイベントの参加者の情報管理や連絡配信ができること。

(ウ) 一般ユーザー（生徒・保護者）

- ・ 利用開始時にアカウント登録を行うことで、都度の情報入力を省略できること。
- ・ 種目・地域からクラブ情報を検索できること。
- ・ クラブやイベントへの参加申し込みができること。
- ・ クラブやイベントの開催元への問い合わせができること。

イ ページ構成

- ・ トップページ（タイトル、画像、キャッチフレーズ、概要説明、問い合わせ等）
- ・ 検索機能（地域別・種目別等での絞込み検索）
- ・ 検索結果一覧（条件に該当するクラブの一覧表示）
- ・ クラブ紹介ページ（団体名、タイトル、活動内容、問い合わせボタン、参加申し込みボタン）

ウ クラブ紹介ページの詳細

各クラブの取組みを紹介するためのページには、以下の機能を有すること。

- ① 各団体への問い合わせが容易であること。
- ② 各団体への参加申し込みが容易であること。
- ③ 各団体の個別の WEB サイト等の URL を掲載できること。
- ④ タイトルや説明文の他、写真の掲載を可能とすること。
- ⑤ 詳細情報の入力、更新、削除等が容易にできること。
- ⑥ 別途、指定したメールアドレスに自動送信される問い合わせフォームを設けること。
- ⑦ 受託者が自社開発・提供している地域クラブ活動向けの連絡・管理ツールと連携し、参加申し込み者の情報を共有することができること。
- ⑧ 市が認定したクラブの紹介ページにはタグまたはバッジ等を表示することにより、該当クラブが認定クラブであるか否かをページ閲覧者が判別できること。

4 セキュリティ要件

- (1) 本業務を実施する部門において ISO/IEC27001 (ISMS) または ISO/IEC27017 (クラウド) 適合性評価制度の認証を取得していること。
- (2) サービスは日本国内のデータセンターで稼働しているクラウドサービスで提供すること。
- (3) 読取用端末及びブラウザとサーバ間のアクセスに関しては、SSL/TLS で通信が暗号化されていること。
- (4) セキュリティに万全を期すこととし、サーバ障害・不正アクセス等への必要な対策を講じること。
- (5) セキュリティ及び個人情報保護の取り扱いについては、民法、刑法、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律、個人情報の保護に関する法律等の関連法規、佐久市が規定する関連法規等を遵守し、適切に実施すること。
- (6) 不正アクセス対策や障害調査のため、システムへのアクセスログ、操作履歴、エラーログを適切に取得し、最低 3 ヶ月間は外部から改ざんされない安全な領域に保管すること。

5 導入支援

- (1) 自治体担当者に対する操作・運用研修を行うこと。
- (2) 操作・運用マニュアルを作成し、提供すること。
- (3) 自治体担当者や地域クラブへ直接訪問し、操作説明や運用サポート等を実施できる体制を有すること。また、これらの対応が必要な場合には、柔軟に現地へ赴くこと。
- (4) 運用方針に合わせて、段階的な機能拡張が可能であること。
- (5) 新たに機能を拡張する場合は、その都度操作説明会等の支援を行うこと。
- (6) 新たに機能を拡張の場合やシステム・OS・ブラウザ等のバージョンアップの際に追加費用が必要となる可能性があれば、受託者は委託者に事前に告知・協議すること。
- (7) 自治体等の全体管理者のみならず、地域指導者や保護者からの問合せに対してのサポート体制が整備されていること。

6 管理運用及び保守

- (1) 本システムは原則として 24 時間 365 日稼働とすること（事前の承認を得た計画メンテナンス時を除く）。なお、厳密な SLA（サービスレベルアグリーメント）の数値目標は設定しない。
- (2) 自治体等の全体管理からの問合せ窓口を設け、平日における問い合わせに対応すること。

- (3) 地域クラブ活動の増設等でアカウント追加等の対応が必要な場合は、柔軟に対応すること。
- (4) サーバの維持・管理を行うこと。
- (5) 万が一システムの停止やデータ破損が確認された場合、受託者は前日のバックアップ時点までのデータ復旧を可能とし、原因判明後 1 営業日以内のシステム復旧を目指して最大限の対応を行うこと。
- (6) データのバックアップの具体的な取得頻度（日次等）、保管期間、取得方式などの運用詳細については、契約後、委託者と協議の上決定すること。
- (7) ネットワークやサーバへの不正な侵入等を検知、遮断する仕組みを構築・維持すること。
- (8) 自治体からシステム利用方法などについての問い合わせに対して業務委託料内で可能な範囲でメール・電話・WEB 会議等で対応を行うこと。

7 委託業務の対象経費

本業務において認められる経費は地域クラブポータルサイト構築費、保守・管理費とすること。

8 事故報告

本業務の遂行において、予測できない事案、天変地異、事故や事件等が生じた場合若しくは生じるおそれがある場合は、速やかに委託者に報告し、必要な指示を得ること。

9 業務の確認

- (1) 委託者は、受託者からポータルサイトの構築完了報告（または構築完了の通知）を受けた時は、速やかに履行状況を確認するとともに、必要に応じて現地確認を行うこととし、受託者は委託者からの求めによりこれに立ち会うこと。
- (2) 委託者が行った調査の結果、水準書の内容を満たさない履行状況であると判断した場合には、委託者の指示に従い受託者は速やかに改善すること。

10 業務委託料の支払い等

受託者は、初期費用分についてはポータルサイト構築完了（検収）後に、運用保守費用分については毎月、委託者による履行確認のうえ、委託料の支払いを請求することができる。

11 成果物

納品物は以下のとおりとし、部数、データ形式については、委託者との相談の上決定すること。

- ・ 地域クラブポータルサイト利用者マニュアル
- ・ 地域クラブポータルサイト管理者アカウント情報

12 書類等の整備

受託者は、本業務の実績を明らかにする帳簿及び証拠書類を整備し、業務が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存すること。

13 業務の引継

受託者は、契約期間が終了するまでに後任の受託者への必要情報の引継ぎを行うこと。

14 著作権の譲渡等

本業務に係る成果物の著作権等の取扱いは、次の各号に定めるところによる。

- (1) 本業務において受託者が提供するポータルサイト（クラウドサービス）を構成するプログラム、システム等の著作権は、すべて受託者または第三者の権利者に留保される。
- (2) 委託者は、本契約の期間中、本サイトを本水準書に定められた目的の範囲内で自由に利用できる権利を有する。
- (3) 納品物のうち、マニュアル等のドキュメントの著作権は市に帰属（または共有）するものとし、市は運用に必要な範囲で自由に複製・改変できるものとする。

15 その他事業実施に当たっての留意事項

- (1) 本業務の実施に当たっては、委託者と綿密に協議又は打合せを行うとともに、委託者の指示に従い誠実に業務を進めるものとする。なお、協議又は打合せは、委託者の求めに応じて実施するものとし、場所については委託者の指示に従うものとする。協議又は打合せの内容については、その都度、受託者が書面に記録し、相互に確認すること。
- (2) 本業務の実施に際しては、変更が生じる可能性があるが、その場合も柔軟に対応することし、委託者が求める事項は最大限実現できるよう努めること。
- (3) 受託者は、やむを得ない事情により、本水準書の変更を必要とする場合には、あらかじめ委託者と協議の上、承認を得ること。
- (4) 受託者は、本業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。しかし、自らが行うより高い効果が見込めると委託者が判断する場合にはこの限りでない。

- (5) 業務に関連して委託者が資料作成を求める場合は、紙媒体及びデータで提出すること。作成部数、データ形式等に関しては、委託者の指示に従うこと。
- (6) 委託者は、受託者の委託業務の処理状況について調査し、または受託者に対し必要な資料等の提出を求めることができるとともに、委託業務の処理について、受託者に意見を述べるができるものとする。
- (7) 本水準書に疑義が生じたとき又は本水準書に定めのない事項についてはその都度、受託者と委託者が協議してこれを定めること。